

岡山県「スマート農業技術開発プラットフォーム」運営要領

1 目的

岡山県の次世代農林水産業に必要なスマート農業技術について、効果的かつ効率的、持続的に開発するため、本県の強みであるもの作り企業や関係機関等が連携して研究コンソーシアム構築を目指す、技術開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設立する。

2 会員

- (1) 事業の目的に賛同する個人及び企業、団体などで構成する。
- (2) 事業を円滑に進めるため、アドバイザーを置くことができる。
- (3) プラットフォームに入会を希望するものは、入会申込書（別紙様式1号）を事務局に提出する。
- (4) 退会するときは、退会申出書（別紙様式2号）を事務局に提出する。

3 事業内容

- (1) 生産現場のニーズ把握や会員間の情報交換等を行う。
- (2) 生産現場のニーズをもとに研究開発が必要な課題を精査し、会員間のマッチングを通じて開発を進める研究コンソーシアムを構築する。
- (3) スマート農業技術等の開発に係る外部資金の獲得を支援する。
- (4) 関連するスマート農業技術等の研修会を行う。
- (5) その他、目的の達成に必要な事業を行う。

4 会費

会費は徴しない。

5 事務局

プラットフォームの事務局を、岡山県農林水産総合センター普及連携部産学連携推進課内に置く。

6 運営

- (1) 事務局は、会員の意見をもとにプラットフォームを運営する。
- (2) 事務局は、プラットフォームの目的達成のため、必要に応じて専門的知識を有するアドバイザーを指名することができる。
- (3) 会員は、目的の達成を目指し、事業に参加又は協力する。
- (4) 秘密情報を提供しようとする会員は、その情報が秘密である旨、他の会員及びアドバイザーに通知しなくてはならない。
- (5) 会員及びアドバイザーは、プラットフォームの活動の中で知り得た秘密情報について、提供者の許可なくプラットフォーム外で利用してはならない。
- (6) 運営に係る経費は、当面、岡山県農林水産総合センターが負担する。
- (7) プラットフォームの活動を通じて構築された研究コンソーシアムについては、事務局の支援のもと、経費を含め独立して必要な事業を行う。
- (8) 定期的な総会などは実施せず、事務局が会員の意見を集約し開催する。
- (9) 会員は、プラットフォームの運営などについて提案がある時は、あらかじめ事務局に連絡し、事務局は提案に適切に対応する。

7 設置期間

プラットフォームの設立から5カ年とする。その後の継続については、会員と協議して決定する。

8 その他

本要領は、平成28年8月29日より施行する。

一部改正 令和2年5月21日

一部改正 令和3年4月1日

(別紙様式1号)

岡山県「スマート農業技術開発プラットフォーム」入会申込書

令和 年 月 日

岡山県「スマート農業技術開発プラットフォーム」事務局 あて
(岡山県農林水産総合センター産学連携推進課内)

名 称
代表者名
住所(所在地)
連絡先(TEL)
(Email)
担当者名

岡山県スマート農業技術開発プラットフォーム運営要領(平成28年8月29日施行)に定められた事項を承諾し、入会を申し込みます。

※企業、団体などで入会される場合は企業名などを「名称」の欄に、代表者のお名前を「代表者名」にご記入下さい。あわせて、担当者のお名前を「担当者名」にご記入下さい。
※個人で入会される場合は、「名称」を省略し、「代表者名」に個人のお名前をご記入下さい。

(別紙様式2号)

岡山県「スマート農業技術開発プラットフォーム」退会申出書

令和 年 月 日

岡山県「スマート農業技術開発プラットフォーム」事務局 あて
(岡山県農林水産総合センター産学連携推進課内)

名 称
代表者名
住所(所在地)
連絡先(TEL)
(Email)
担当者名

岡山県スマート農業技術開発プラットフォーム(平成28年8月29日施行)から退会します。

※企業、団体などで退会される場合は企業名などを「名称」の欄に、代表者のお名前を「代表者名」にご記入下さい。あわせて、担当者のお名前を「担当者名」にご記入下さい。
※個人で退会される場合は、「名称」を省略し、「代表者名」に個人のお名前をご記入下さい。